

# 学校保健計画の関連法令

(学校保健安全法)

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する基準で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことが出来る。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

※学校保健計画は、学校が策定するものの、学校安全法の基準を満たすための施設及び設備に関しては、当該区市町村が充足する必要がある、そのうえで、地教行法に基づいて、学校に対して指導助言を行うことになる。